

# 社会福祉法人福島県共同募金会役員報酬規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島県共同募金会定款第23条の規定に基づき、役員に対する報酬等の支給の基準について定めるものとする。

## (報酬等)

第2条 常勤の役員には、報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 報酬は月額とし、本会給与規程を準用し、別表1の給与表別標準職務表により支給する。

3 通勤手当及び期末手当の額は、職員の例による。

4 退職手当は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会社会福祉事業施設団体職員共済事業規程により支給する。

5 非常勤の役員には、報酬を支給しない。

6 役員には、別に定める規程により費用を弁償することができる。

## (報酬等の支給日等)

第3条 前条第2項及び第3項に規定する報酬、通勤手当及び期末手当の支給日は職員の例による。

## (社会保険等の加入)

第4条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

## (規程の変更)

第5条 この規程の変更は、評議員会の決議をもって行う。

## (委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成14年3月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成28年3月29日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

別表 1

給料表別標準職務表

1 級

1. 係員の職務
2. 高度の知識又は経験を必要とする係員の職務

2 級

特に高度の知識又は経験を必要とする係員の職務

3 級

1. 係長の職務
2. 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

4 級

1. 課長の職務
2. 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

5 級

1. 困難な業務を分掌する課長の職務
2. 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

6 級

1. 次長の職務
2. 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

7 級

事務局長の職務

8 級

常務理事の職務